

証券コード 4428
2024年3月7日

株 主 各 位

大阪市北区梅田一丁目12番12号
東京建物梅田ビル5階
株式会社シノプス
代表取締役 南谷 洋志

第37期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度の令和6年能登半島地震にて被災された方に、心よりお見舞い申し上げます。

さて、当社第37期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、以下の当社ウェブサイト「第37期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.sinops.jp/ir/>

また、電子提供措置事項は、以下の東京証券取引所のウェブサイトにも掲載しております。東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）については、当該東証ウェブサイトアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「シノプス」又は「コード」に「4428」を入力、検索し、「基本情報」、次に「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）により事前に議決権を行使することができます。

議決権の事前行使の方法につきましては、本招集ご通知の4頁に記載しておりますので、株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年3月21日（木曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

本株主総会の模様は、当日、本招集ご通知の3頁に記載のウェブサイトでライブ配信いたします。

敬 具

記

1. 日 時 2024年3月22日(金曜日)午前10時
2. 場 所 大阪市北区曾根崎新地二丁目3番21号 AXビル10階 バンケット10A
前回と会場が異なりますので、ご来場の際は、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。
3. 目的事項
報告事項 第37期(2023年1月1日から2023年12月31日まで)事業報告及び計算書類報告の件
- 決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」は、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。そのため、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査等委員会及び会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした対象の一部であります。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、本招集ご通知の1頁に記載の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトにてその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。

◎本株主総会の決議結果につきましては、決議通知のご送付に代えて、本招集ご通知の1頁に記載の当社ウェブサイトに掲載いたします。

◎本株主総会終了後に、同会場にて会社説明会の実施を予定しております。

◎本株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はありません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

ライブ配信のご案内

当社では、より多くの株主様に株主総会の様子をご覧いただけるよう、株主総会の“ライブ配信”を行いますので、是非ご視聴くださいますようお願い申し上げます。

配信日時

2024年3月22日（金曜日）午前10時より

視聴方法

お持ちのパソコン・スマートフォンより
アクセスしてご視聴ください。

<https://4428.ksoukai.jp/>



- ・本“ライブ配信”で議決権行使はできませんので、事前に議決権を行使いただきますよう、お願い申し上げます。
- ・本“ライブ配信”は視聴用で、質疑応答には対応しておらず、また当日の決議にご参加いただくことはできません。
- ・本“ライブ配信”で参加される株主様は、会社法で定める出席には当たりません。
- ・本“ライブ配信”に参加いただけるのは、当社株主名簿（2023年12月31日現在）に記載又は記録された株主様のみといたします。当該株主様以外のご視聴をご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
- ・本“ライブ配信”のご視聴には、議決権行使書用紙に記載の株主番号と郵便番号が必要です。書面（郵送）で議決権を行使された場合、切取線に沿って切り取った用紙に株主番号の記載がありますので、株主様において保管くださいますようお願い申し上げます。
- ・ご来場いただく株主様のプライバシー保護のため、映像は議長席及び役員席付近のみといたします。
- ・何らかの都合により、中継を行わない場合もございます。その際は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.sinops.jp/ir/>）でお知らせいたします。

アクセス方法について

- ① お持ちのパソコン・スマートフォンより以下にアクセス。

<https://4428.ksoukai.jp/>



- ② ログイン画面にID（株主番号）とパスワード（郵便番号）を入力し、ログインボタンをクリック。

議決権行使書用紙に記載の9桁の番号が株主番号です。

株主番号

（郵便番号） XXX-XXXX ※郵便番号の「-」の入力は不要です。入力例：1234567

※入力される郵便番号は2023年12月末時点の郵便番号をご入力ください。

- ③ ログイン完了。
公開（2024年3月22日（金曜日）午前10時）までお待ちください。

- ※1 ご使用のパソコン・インターネットの接続環境により、映像や音声に不具合が生じる場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- ※2 ご視聴等に伴う通信料は株主様のご負担となります。

お問い合わせ先 コールセンター：03-4335-8055（受付日時：2024年3月22日 午前9時～午前11時）

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

本株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2024年3月22日(金曜日) 午前10時(受付開始:午前9時30分)

書面(郵送)で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2024年3月21日(木曜日) 午後6時到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙のQRコードをスマートフォン又はタブレット端末で読み取り、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。パソコンから議決権行使ウェブサイト(<https://www.web54.net>)へ直接アクセスして行使いただくことも可能です。詳細は、次頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご覧ください。

行使期限 2024年3月21日(木曜日) 午後6時入力完了分まで

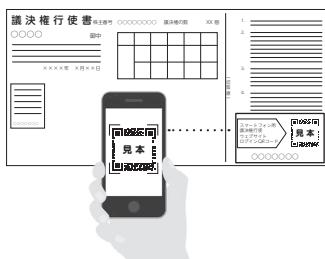
- ※ 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合には、賛否の表示があったものとして取り扱います。
- ※ インターネット(スマート行使[®]を含む。)と書面(郵送)により、二重に議決権行使をされた場合は、インターネット(スマート行使[®]を含む。)による議決権行使を有効なものとして取り扱います。
- ※ インターネットにより重複して議決権行使をされた場合は、最後に行使した議決権を有効なものとして取り扱います。
- ※ 議決権の代理行使について、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、委任することができません。ただし、代理権を有することを証明する書面のご提出が必要となります。
- ※ 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までにその旨と理由を当社にご通知ください。
- ※ 「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使[®]」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使[®]」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

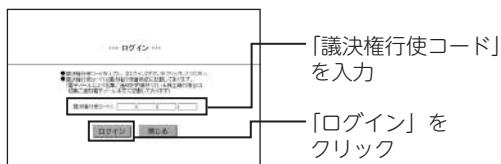
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

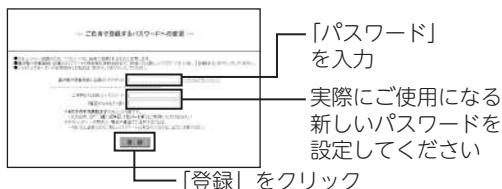
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

事業報告

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

2023年1月から2023年12月までにおけるわが国経済は、資源及びエネルギー価格の高騰等による物価高、地政学リスクや不安定な為替相場等、依然として不透明な状況が続いております。一方で、社会全体の改革を目的としたDX（デジタルトランスフォーメーション）推進が浸透しつつあり、小売業は益々多様化する消費者ニーズへの対応が求められており、業務効率化のためのIT投資は今後増加していくものと予想されます。さらに、物流業界での「2024年問題」や、持続可能な開発目標（SDGs）の採択に基づいた食品ロス削減運動も社会課題としての対応が急がれております。そのため、バリューチェーンの最適化・食品ロス削減に貢献できる当社の需要予測・自動発注サービスに対するニーズが高まっております。

このような環境の中、当社ではパッケージ販売からクラウドサービス中心のストック型ビジネスへの構造転換に一定の目途がたち、ストック型売上が年間売上高の約70%となったことから、足下の堅調な業績による安定した財務体質を基盤に、中長期成長に向けた事業領域拡大のための研究開発を実施してまいりました。2020年より取り組みを開始した食品DeCM構築（注1）については、伊藤忠商事社と共同で「DeCM-PF（ディーシーエムプラットフォーム）」としてサービス提供を開始し、食品スーパーのDX深化に向けた人時改善サービスの研究開発も行いました。事業領域拡大には、小売業の需要予測・在庫情報がコア技術として必須となるため、小売業のシェア獲得を目指して、需要予測型自動発注サービスに引き続き注力してまいります。特に注力している食品スーパーマーケット向けのシェア率は36.1%（前期比1.9pt増）となり、この高いシェア率を活用し、他社とのサービス連携も進めております。

その結果、当社の導入実績は、2023年12月31日時点でARR（注2）は1,200,467千円（前期比16.6%増）、シェア率は19.7%（同0.9pt増）、契約企業数は113社（同10社増）、クラウドサービスの有償店舗数2,674店舗（同430店舗増）（注3）、クラウドサービスの有償アカウント数は10,376アカウント（同2,916アカウント増）（注4）に増加しております。当事業年度における売上高は1,728,828千円（前期比18.8%増）、営業利益は270,751千円（同20.6%増）、経常利益は269,684千円（同20.2%増）、当期純利益は206,222千円（同34.3%増）となりました。

- (注1) DeCM：ダイヤモンド・チェーン・マネジメントの略。需要側（消費者等）から得られる情報を基点として商品開発、生産・供給計画、流通、販売体制等を統合的に編成する情報管理システム。具体的には、POSデータ等の情報をもとに需要予測を行い、生産管理や在庫管理を最適化することを目指すシステムです。
- (注2) ARR：Annual Recurring Revenueの略。2023年12月末時点のMRR（Monthly Recurring Revenueの略）を12倍して算出。MRRは、対象月の月末時点における有償契約ユーザー企業に係る月額料金の合計額（一時収益は含まない）。
- (注3) 有償契約でクラウドサービスを利用している店舗数（旧レンタルサービス利用店舗を除く）。
- (注4) 有償契約しているクラウドサービス利用数（旧レンタルサービスを除く）。

売上分類別の売上高は以下のとおりであります。

売 上 分 類	第36期（千円）	第37期（千円）	増減額（千円）	増減率（％）
パ ッ ケ ー ジ	223,108	230,255	7,146	3.2
導 入 支 援	308,220	343,032	34,812	11.3
サ ポ ー ト	319,280	336,185	16,905	5.3
ク ラ ウ ド	604,568	819,356	214,787	35.5
合 計	1,455,177	1,728,828	273,651	18.8

② 設備投資の状況

当事業年度の設備投資総額は、139,525千円であります。

その主な内容は、sinops事業におけるクラウドサービスの製品開発及び販売用ソフトウェア開発等による無形固定資産の取得138,968千円であります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 34 期 (2020年12月期)	第 35 期 (2021年12月期)	第 36 期 (2022年12月期)	第 37 期 (当事業年度) (2023年12月期)
売 上 高(千円)	909,828	1,201,955	1,455,177	1,728,828
経 常 利 益(千円)	11,823	156,421	224,374	269,684
当 期 純 利 益(千円)	8,036	101,299	153,496	206,222
1 株当たり当期純利益 (円)	1.32	16.48	24.91	33.28
総 資 産(千円)	1,718,934	1,990,613	2,005,690	2,202,156
純 資 産(千円)	1,329,308	1,440,657	1,543,559	1,767,335
1 株当たり純資産額 (円)	216.38	232.71	249.75	284.31

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第36期の期首から適用しており、第36期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(3) 対処すべき課題

当社は、以下を重要な経営課題と認識しております。

① 新規ユーザー獲得

事業領域拡大には、小売業の需要予測・在庫情報がコア技術として必須となるため、引き続き小売業のシェア獲得を目指して、需要予測型自動発注サービスに注力してまいります。特に注力している食品スーパーマーケット向けのシェア率は36.1%となり、2023年には食品ロス削減ソリューション市場シェア1位(注1)を獲得しました。この高いシェア率を活用し、他社とのサービス連携も進めております。

② 既存ユーザーのアップセル・クロスセル

既存顧客がsinopsの導入効果を高め続けられるよう、従来のサポート体制に加えて顧客満足度向上に向けた施策を強化します。また、AI値引・惣菜・客数予測といった需要予測活用DXサービスを提供することでsinopsの付加価値をさらに高めてまいります。

③ 食品DeCMの構築

2023年はDeCM実現に向けて、伊藤忠商事株式会社と合同で「DeCM-PF（ディーシーエムプラットフォーム）」サービスを提供開始しました。機能の一つである「特売リードタイム長期化サービス」について、実証実験を既に実施している複数の小売業への2024年中の正式展開を目指します。今後、食品バリューチェーンの最適化に向けて、小売業の需要予測データをコアとして、複数のサービス展開や対象の商品カテゴリの拡大を進めてまいります。

④ 中長期成長に向けてコア技術を活用した事業領域拡大

食品DeCMの構築に限らず、中長期的な成長を維持するため、新市場獲得のための事業領域拡大を進めます。食品スーパーの人時改善を行うDXサービスを2023年から研究開発しており、需要予測・在庫管理情報を活用することで、さらなる人時改善サービスを提供できるよう中長期の事業として推進を開始しました。まずは食品向けDXサービスに注力しますが、食品スーパー以外の業態にもDeCMを拡大できるよう備えてまいります。

⑤ サステナビリティ経営の推進

sinopsによる在庫最適化に取り組むことで、SDGs目標12「つくる責任・つかう責任」で謳われる食品ロス削減をはじめとした、サプライチェーン全体の無駄を削減します。また、東京都市大学との共同研究で、「小売業におけるsinops活用による食品ロス削減が環境に与える影響」を調査しています。sinops事業を推進することで、地球環境の維持・向上及び持続可能な社会の実現に貢献します。

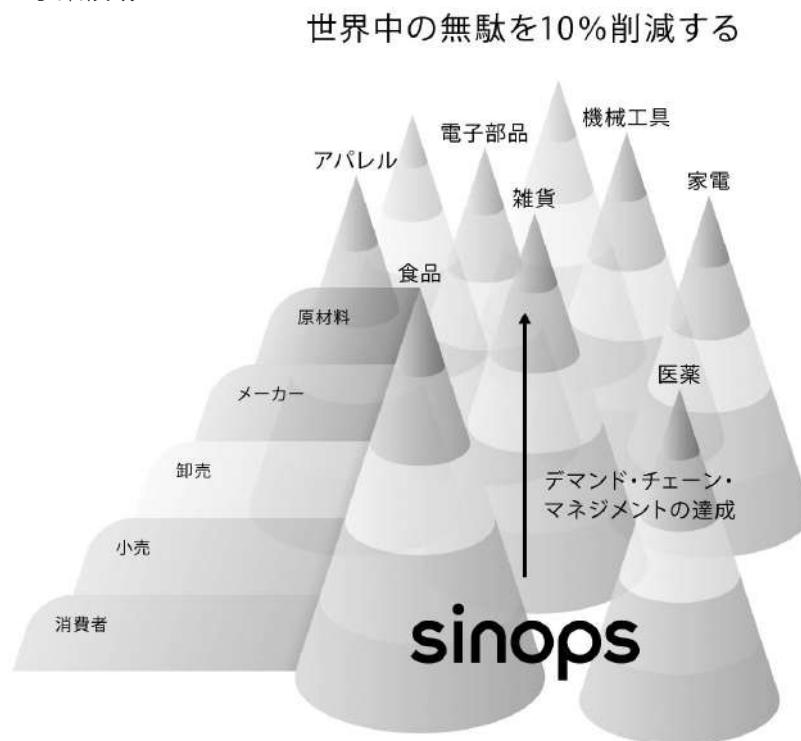
(注1) 株式会社富士キメラ総研が2023年8月8日に発刊した「2023 SX/GXによって実現するサステナビリティ/ESG支援関連市場の現状と将来展望」の「需要予測や自動発注ツールを対象とした食品ロス削減ソリューション市場」においてシェア1位（2022年度実績）を獲得。

(4) 主要な事業内容（2023年12月31日現在）

当社は、「世界中の無駄を10%削減する」というビジョン実現のために、小売業・卸売業・製造業の流通三層の在庫を最適化するための需要予測型自動発注システム「sinops」を展開しております。

なお、当社は、sinops事業の単一セグメントであり、セグメントごとの記載をしておりません。

■ 「sinops」の事業領域



(5) **主要な営業所** (2023年12月31日現在)

事業所	所在地
本社	大阪市北区梅田一丁目12番12号 東京建物梅田ビル5階
東京オフィス	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号 日比谷三井タワー12階

(6) **使用人の状況** (2023年12月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
111名	15名増	35.7歳	5.1年

(注) 使用人数は、就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。

(7) **その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2023年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 19,848,000株
 (2) 発行済株式の総数 6,249,000株
 (3) 株主数 2,748名
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
合 同 会 社 南 谷 ホ ー ル デ ィ ン グ ス	2,105,000株	33.9%
南 谷 の ど か	470,232株	7.6%
加 藤 め ぐ み	470,000株	7.6%
南 谷 純	470,000株	7.6%
南 谷 清 江	220,000株	3.5%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	126,500株	2.0%
南 谷 洋 志	125,397株	2.0%
情 報 技 術 開 発 株 式 会 社	100,000株	1.6%
株 式 会 社 日 本 ア ク セ ス	100,000株	1.6%
上 田 八 木 短 資 株 式 会 社	96,900株	1.6%

- (注) 1. 新株予約権の行使により、発行済株式の総数は28,000株増加しております。
 2. 持株比率は自己株式 (34,225株) を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取 締 役 (監 査 等 委 員 及 び 社 外 取 締 役 を 除 く)	5,097株	2名
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員 を 除 く)	294株	1名
取 締 委 員 (監 査 等 委 員)	1,470株	3名

- (注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「4. (6) 非金銭報酬に関する事項」に記載しております。

3. 新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 3 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日		2017年3月28日	
新 株 予 約 権 の 数		17個	
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数 (注) 2		普通株式 17,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権1個当たり 300円	
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額 (注) 2		新株予約権1個当たり 200,000円 (1株当たり200円)	
権 利 行 使 期 間		2017年5月1日から 2027年4月30日まで	
行 使 の 条 件		(注) 1	
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (監査等委員及び 社外取締役を除く。)	新株予約権の数	—
		目的となる株式数	—
		保有者数	—
	社外取締役 (監査等委員を除く。)	新株予約権の数	—
		目的となる株式数	—
		保有者数	—
	取 締 役 (監 査 等 委 員)	新株予約権の数	1個
		目的となる株式数	1,000株
		保有者数	1名

- (注) 1. 新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、相談役、顧問又は従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合はこの限りではありません。
なお、その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結した新株予約権割当契約に定めるところによります。
2. 2018年4月1日付の株式分割（普通株式1株につき200株の割合）、2019年8月1日付の株式分割（普通株式1株につき5株の割合）により、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役 の 状況 (2023年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	南 谷 洋 志	管理部管掌
常務取締役	岡 本 数 彦	営業部管掌
取締役	角 田 吉 隆	アトムス代表
取締役(監査等委員・常勤)	畠 山 隆 雄	
取締役(監査等委員)	木 村 安 壽	木村公認会計士事務所所長
取締役(監査等委員)	南 山 学	

- (注) 1. 2023年3月28日開催の当社第36期定時株主総会終結の時をもって、取締役島井幸太郎氏は任期満了により退任しました。
2. 取締役角田吉隆氏、取締役(監査等委員)木村安壽氏及び取締役(監査等委員)南山学氏は、社外取締役であります。
3. 取締役(監査等委員)木村安壽氏は、公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役(監査等委員)畠山隆雄氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するためであります。
5. 当社は、取締役角田吉隆氏並びに取締役(監査等委員)木村安壽氏及び南山学氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当社は、執行役員制度を導入しており、2023年12月31日現在における執行役員の状況は以下のとおりであります。

会社における地位	氏 名	担 当
執行役員	永 山 友 和	技術部
執行役員	菅 智 生	品質管理部
執行役員	武 谷 克 裕	管理部
執行役員	秋 山 み ゆ き	新規事業開発部
執行役員	重 松 昌 司	システム戦略部

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と角田吉隆氏、畠山隆雄氏、木村安壽氏及び南山学氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約により、被保険者が負担することとなる被保険者の職務執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害が填補されます。当該保険契約の被保険者は当社取締役であり、すべての被保険者について、その保険料の全額を当社が負担しております。

(4) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針に関する事項

当社は、報酬委員会での審議、答申を踏まえ、取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本号において同じ。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。

また、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、当該決定方針の内容に則した検討に基づき決定されており、取締役会としては、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

当該決定方針は、①取締役の報酬が、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職務を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とすること、②基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責等に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら総合的に勘案して決定すること、③業績連動報酬は、業績向上に対する意識を高めるため、業績を反映した金銭報酬とし、各事業年度の経常利益の目標値に対する達成度合いや、当社の成長性及び従業員賞与の支給状況等を考慮しながら算出すること、④譲渡制限付株式報酬は、取締役に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えること及び当社の健全な経営を推進すること並びに株主の皆様との一層の価値共有を進めるため、必要かつ合理的なものとして、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）には、普通株式の総数年20,000株（うち、社外取締役分は年3,000株）、監査等委員である取締役には、普通株式の総数年10,000株を上限に決定すること、⑤取締役の個人別の報酬の額については、報酬委員会の答申を得たうえで、取締役会が決定すること、をその内容の概要としております。

なお、以上の当該決定方針は、当事業年度におけるものであり、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、当該決定方針に基づき決定しております。

(5) 業績連動報酬に関する事項

業績連動報酬は、業績向上に対する意識を高めるため、支給対象事業年度の経常利益を指標としております。算定方法は、各事業年度の経常利益の目標値に対する達成度合い、当社の成長性及び従業員賞与の支給状況等を考慮し、算出するものとしております。ただし、当該達成度合い等が、一定値に達しない場合は支給しないものとしております。算出された業績連動報酬は、役員賞与として毎年、事業年度終了後の定時株主総会終了後に支給するものとしております。なお、業績連動報酬の額の算出に用いた当事業年度における経常利益額は、270,204（千円）であります。

(6) 非金銭報酬に関する事項

譲渡制限付株式報酬は、取締役に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えること及び当社の健全な経営を推進すること並びに株主の皆様との一層の価値共有を進めるため、当該決定方針に基づく報酬として必要かつ合理的なものとして、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）には、普通株式の総数年20,000株（うち、社外取締役分は年3,000株）、監査等委員である取締役には、普通株式の総数年10,000株を上限に支給額を決定するものとしております。

(1) 取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数

取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、上限として年20,000株（うち、社外取締役分は年3,000株）、監査等委員である取締役は、上限として年10,000株。

(2) 払込金額

普通株式の1株当たりの払込金額は、当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、取締役に特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定された金額。

(3) 譲渡制限期間

割当株式の払込期日から当社の取締役に退任又は退職等する日まで。

(4) 譲渡制限の解除条件

取締役が払込期日の直前の当社の定時株主総会の開催日を含む月の翌月から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までの期間継続して、当社の取締役にあったこと。

(5) 無償取得事由

対象取締役が、本役務提供期間が満了する前に、正当な理由によらず退任又は退職等した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。また、上記(4)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(7) 取締役の報酬等の総額

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬	非金銭報酬 譲渡制限付 株式	
取締役（監査等委員を除く。） （うち社外取締役）	74,621 (3,899)	68,403 (3,600)	520 (-)	5,698 (299)	4 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	19,499 (10,399)	18,000 (9,600)	-	1,499 (799)	3 (2)
合計 （うち社外取締役）	94,120 (14,299)	86,403 (13,200)	520 (-)	7,197 (1,099)	7 (3)

- (注) 1. 上表には、2023年3月28日開催の当社第36期定時株主総会終結の時をもって退任しました取締役1名を含んでおります。
2. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2018年3月28日開催の第31期定時株主総会において、年額120百万円以内（うち、社外取締役分は年額20百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は、3名（うち、社外取締役0名）です。また、この報酬とは別枠で2020年3月27日開催の第33期定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く。）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬額を年額40百万円以内（うち、社外取締役分は年額6百万円以内）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は、5名（うち、社外取締役1名）です。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2018年3月28日開催の第31期定時株主総会において、年額60百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、3名です。また、この報酬とは別枠で2020年3月27日開催の第33期定時株主総会において、取締役（監査等委員）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬額を年額20百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、3名です。
4. 非金銭報酬として、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えること及び当社の健全な経営を推進すること並びに株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、2023年4月13日開催の取締役会の決議により、取締役6名に対し、取締役を退任するまでの期間の譲渡制限期間を設けたうえで、当社の普通株式6,861株を割り当てました。上記表の「譲渡制限付株式」は、当事業年度に費用計上した金額を記載しております。

(8) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役角田吉隆氏は、個人事業アトムスを開業しております。当社とアトムスとの間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）木村安壽氏は、木村公認会計士事務所所長であります。当社と木村公認会計士事務所との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会への出席状況	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	角田吉隆	100% (15回/ 15回中)	流通業界のITに関する豊富な知識・経験に基づいて、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行うだけでなく、少数株主の立場を踏まえた意見を述べる等、経営監督機能を発揮しております。また、指名委員会の委員長として、指名委員会に出席し、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	木村安壽	100% (15回/ 15回中)	公認会計士としての豊富な知識と経験に基づいて、専門的見地から取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行うだけでなく、少数株主の立場を踏まえた意見を述べる等、経営監督機能を発揮しております。監査等委員会においては、14回すべてに出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から意見を述べております。また、報酬委員会の委員長、指名委員会の委員として、両委員会に出席し、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	南山学	100% (15回/ 15回中)	専門小売業の業界知識や経営者経験に基づいて、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために必要な発言を行うだけでなく、少数株主の立場を踏まえた意見を述べる等、経営監督機能を発揮しております。監査等委員会においては、14回すべてに出席し、必要に応じ、主に経営面や人事面における意見を述べております。また、報酬委員会及び指名委員会の委員として、両委員会に出席し、必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が解任いたします。そのほか、会計監査人の会社法等関連法令違反、独立性、専門性、職務の執行状況、そのほかの諸般の事情を総合的に判断して会計監査を適切に執行することが困難であると認められる場合、又は、監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合、監査等委員会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会に株主総会の目的とすることを求めます。

(5) 会計監査人が現に受けている業務停止処分

金融庁が2023年12月26日付で発表した業務停止処分の概要

1. 処分対象

太陽有限責任監査法人

2. 処分内容

- ①契約の新規の締結に関する業務の停止3か月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）
- ②業務改善命令（業務管理体制の改善）
- ③処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査業務の一部（監査業

務に係る審査) に関与することの禁止3か月 (2024年1月1日から同年3月31日まで)

3. 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

6. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題のひとつと認識しております。ストック型収益の拡大のための成長投資を行い、業績拡大による企業価値の向上を目指すことで株主の皆様へ利益還元を行っていく方針は変わらないものの、当期はストック型売上が年間売上高の約70%となり、ストック型ビジネスへの構造転換に一定の目途がたったこと、足下の堅調な業績により安定した財務体質を維持していること等を踏まえ、配当を開始することが可能と判断し、剰余金の配当(初配)を実施する方針といたしました。

今後も、事業拡大のための成長投資、内部留保の充実、株主還元の最適なバランスを図り、配当につきましては、配当性向40%を目安に継続実施を目指してまいります。

なお、当社は、会社法第459条の規定に基づき、機動的な剰余金の配当の実施を可能とするため、取締役会の決議により剰余金の配当を決定できる旨並びに剰余金の配当を決定する場合の基準日を、毎年12月31日及び6月30日の年2回とする旨を定款に定めております。

貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,145,096	流動負債	430,457
現金及び預金	830,547	買掛金	26,601
売掛金	259,781	未払金	144,706
仕掛品	217	契約負債	161,411
前払費用	51,387	預り金	10,102
その他	3,162	未払法人税等	48,924
固定資産	1,057,060	未払消費税等	31,487
有形固定資産	26,421	製品保証引当金	7,223
建物	18,644	固定負債	4,363
船舶	0	退職給付引当金	4,363
工具、器具及び備品	7,776	負債合計	434,821
無形固定資産	288,072	(純資産の部)	
商標権	290	株主資本	1,767,879
ソフトウェア	255,170	資本金	428,174
ソフトウェア仮勘定	32,424	資本剰余金	388,604
その他	186	資本準備金	388,604
投資その他の資産	742,566	利益剰余金	992,154
投資有価証券	99,410	その他利益剰余金	992,154
繰延税金資産	64,586	繰越利益剰余金	992,154
長期前払費用	7,248	自己株式	△41,052
長期預金	500,000	評価・換算差額等	△1,116
その他	71,322	その他有価証券評価差額金	△1,116
資産合計	2,202,156	新株予約権	571
		純資産合計	1,767,335
		負債純資産合計	2,202,156

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		1,728,828
売 上 原 価		874,064
売 上 総 利 益		854,764
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		584,012
営 業 利 益		270,751
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	198	
有 価 証 券 利 息	282	
受 取 手 数 料	133	
保 険 事 務 手 数 料	93	
そ の 他	30	738
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	28	
売 上 債 権 売 却 損	389	
譲 渡 制 限 付 株 式 報 酬 償 却 損	1,295	
そ の 他	92	1,805
経 常 利 益		269,684
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	164	164
税 引 前 当 期 純 利 益		269,849
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	77,927	
法 人 税 等 調 整 額	△14,300	63,626
当 期 純 利 益		206,222

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2024年2月16日

株式会社シノプス
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 柳 承煥 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高田 充規 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社シノプスの2023年1月1日から2023年12月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第37期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からの構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、会社の内部統制部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月21日

株式会社シノプス 監査等委員会

常勤監査等委員 畠 山 隆 雄 ㊟

監査等委員 木 村 安 壽 ㊟

監査等委員 南 山 学 ㊟

(注) 監査等委員木村安壽及び南山学は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題のひとつと考えております。ストック型ビジネスへの構造転換に一定の目途がたち、足下の堅調な業績により安定した財務体質を維持していること等から、配当性向40%を目安に継続実施を目指すことを基本方針として、以下のとおり、第37期の期末配当をいたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金13円
総額は80,792,075円
- (3) 剰余金の配当がその効力を生ずる日
2024年3月25日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

より柔軟かつ生産性の向上に資する働き方に適したオフィス環境の整備を目指すため、現行定款第2条（本店の所在地）を大阪市から大阪府豊中市に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部が変更箇所を示します。）

現行定款	変更案
(本店の所在地) 第2条 当社は、本店を大阪市におく。 (新設) (新設)	(本店の所在地) 第2条 当社は、本店を大阪府豊中市におく。 附則 (効力発生) 第1条 定款第2条（本店の所在地）の変更は、 2024年6月末日までに開催される取締役会において 決定する本店移転日をもって効力を生ずるものと し、本条は、本店移転の効力発生日経過後、これを 削除する。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）3名全員が、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化を図るため、1名増員して取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社取締役会の諮問機関である指名委員会での審議を経て、当社の監査等委員会が取締役会の監督と執行のあり方、取締役候補者の選任基準等を確認し、検討を行いました。その結果、各候補者の当事業年度における業務執行状況及び業績等を勘案し、全ての候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1 (再任)	 <small>みなみ たに ひろ し</small> 南 谷 洋 志 (1954年10月24日生)	1978年4月 大都商事株式会社（現ダイترون株式会社）入社 1982年1月 須磨電子産業株式会社入社 1987年10月 当社設立 代表取締役（現任） 2017年12月 合同会社南谷ホールディングス設立 代表社員（現任）	125,397株
候補者とした理由 南谷洋志氏は、創業時から当社の代表取締役を務め、当社成長の基盤を築いてきました。将来を見据えたビジョンと豊富な経験に基づく判断力が当社の企業価値向上に資すると判断し、引き続き取締役候補者としてしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
2 (再任)	 <p>おかもとかずひこ 岡本数彦 (1974年5月25日生)</p>	<p>1997年4月 株式会社アーティフィシャル・インテリジェンス入社 2001年10月 エイ・アイサービス株式会社入社 2004年4月 当社入社 2012年7月 同 執行役員営業部長 2019年3月 同 取締役技術部長 2021年3月 同 取締役営業部・技術部管掌 2023年3月 同 常務取締役営業部管掌 2024年1月 同 常務取締役営業部・技術部管掌 (現任)</p>	23,995株
<p>候補者とした理由 岡本数彦氏は、当社入社以来、営業・導入支援・技術といった全ての業務執行部門に従事し、「sinops」全般に関する豊富な知識・業務経験に基づいた判断及び業務執行の役割を果たしてまいりました。さらに、経営者目線での判断力や対応力に優れていることから、引き続き取締役候補者となりました。</p>			
3 (新任)	 <p>たけやかくひろ 武谷克裕 (1968年12月15日生)</p>	<p>1992年4月 新日本製鉄株式会社入社 2004年6月 シンジェンタジャパン株式会社入社 2009年11月 ビー・ブラウンエースクラップ株式会社入社 経理部長 2014年11月 日本インター株式会社入社 経営企画部長 2020年3月 マジェスティゴルフ株式会社入社 常務執行役員CFO 2023年3月 当社入社 執行役員管理部担当 (現任)</p>	294株
<p>候補者とした理由 武谷克裕氏は、事業会社の経理・財務及び経営企画部門を長く経験し責任者を務めるなど、経理・財務及び経営企画部門の全般に関する経験・知識・見識を有しております。当社の経営・成長戦略の推進、企業価値向上に向けた財務戦略の実現、管理体制の強化等に適任であると判断し、取締役候補者としております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
4 (再任) (社外) (独立)	 <p>かく た よし たか 角 田 吉 隆 (1955年4月17日生)</p>	<p>1978年4月 バロース株式会社入社 1981年11月 ユニー株式会社入社 2007年5月 同 執行役員 2017年6月 アトムス開業 代表(現任) 2018年3月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) アトムス代表</p>	526株
<p>候補者とした理由及び期待される役割の概要 角田吉隆氏は、流通業界の情報システム分野における重鎮であり、流通業界における情報システムに関する豊富な知識と経験を有しております。同氏の知識と経験に基づき、当社の経営を監督していただくとともに、当社経営全般に助言を頂戴することを期待しており、当社のさらなる経営基盤の強化、企業価値の向上及びコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため引き続き社外取締役候補者となりました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 角田吉隆氏は、社外取締役候補者であります。
3. 角田吉隆氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本株主総会終結の時をもって6年となります。
4. 当社は、角田吉隆氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、当社取締役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約により、被保険者が負担することとなる被保険者の職務執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を填補することとしております。なお、当社は、当該保険契約を継続し更新する予定であります。各候補者の選任が承認された場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となり、その保険料の全額を当社が負担する予定であります。
6. 当社は、角田吉隆氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員が、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社の株式数
1 (再任)	 <p>はたけ やま たか お 畠 山 隆 雄 (1955年7月21日生)</p>	<p>1986年10月 トーマツコンサルティング株式会社 (現アビームコンサルティング株式 社) 入社</p> <p>2000年6月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法 人トーマツ) 入所</p> <p>2001年6月 人財活性化研究所開業 同所長(現 任)</p> <p>2013年4月 関西学院大学専門職大学院経営戦略研 究科 教授</p> <p>2015年8月 当社入社 管理部嘱託</p> <p>2016年7月 同 監査役</p> <p>2018年3月 同 取締役(常勤監査等委員)(現 任)</p>	11,429株
<p>候補者とした理由</p> <p>畠山隆雄氏は、経営管理に関する豊富な知識と経験を有しており、2016年7月から当社監査役を務め、2018年3月からは当社監査等委員である取締役を務めております。これらの知識と経験が取締役会の監督機能の強化に資すると判断し、引き続き監査等委員である取締役候補者としてしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
2 (再任) (社外) (独立)	 <p>木村安壽 (1949年4月3日生)</p>	<p>1973年11月 等松青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入所 1977年9月 公認会計士登録（現任） 1991年7月 トーマツコンサルティング株式会社（現アビームコンサルティング株式会社）代表取締役社長 1995年7月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）代表社員 1999年9月 木村公認会計士事務所開業、同 所長（現任） 2005年4月 関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科 会計専門職専攻教授 2009年10月 当社監査役 2018年3月 同 社外取締役（監査等委員）（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) 木村公認会計士事務所 所長</p>	33,878株
<p>候補者とした理由及び期待される役割の概要 木村安壽氏は、過去にコンサルティング会社代表取締役社長としての経験もあり、さらに公認会計士としての専門的な知識や経験を有しております。同氏の知識と経験に基づき、監査等委員である社外取締役として適切に監査・監督を行っていただくことを期待しており、当社のさらなる経営基盤の強化と企業価値の向上及びコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3 (再任) (社外) (独立)	 <p data-bbox="269 450 526 526"> <small>みなみ やま まなぶ</small> 南 山 学 (1958年12月5日生) </p>	<p>1981年4月 株式会社ワールド入社 2001年6月 同 取締役 2010年4月 株式会社メガスポーツ代表取締役社長 2016年12月 株式会社チアフルプランニング代表取締役社長 2018年3月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)</p>	3,026株
<p>候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p>南山学氏は、過去に株式会社メガスポーツの代表取締役社長を務め、同社事業の収益力の強化や事業領域の拡大にリーダーシップを発揮してきた豊富な経営経験を有しております。同氏の知識と経験に基づき、監査等委員である社外取締役として適切に監査・監督を行っていただくことを期待しており、当社のさらなる経営基盤の強化と企業価値の向上及びコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 木村安壽氏及び南山学氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 木村安壽氏及び南山学氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本株主総会終結の時をもって6年となります。
4. 当社は畠山隆雄氏、木村安壽氏及び南山学氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。各氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、当社取締役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約により、被保険者が負担することとなる被保険者の職務執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を填補することとしております。なお、当社は、当該保険契約を継続し更新する予定であります。各候補者の再任が承認された場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となり、その保険料の全額を当社が負担する予定であります。
6. 当社は木村安壽氏及び南山学氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

(ご参考) 取締役会スキルマトリックス

第3号議案及び第4号議案が原案どおりに承認された場合の各取締役に対し、特に期待するスキル・専門的な分野は、以下のとおりであります。

氏名	地位及び 役職	特に期待するスキル・専門的な分野							
		企業経営	技術力	営業・ マーケティング	DX・IT・ セキュリティ	会計・ ファイナンス	人事・労務	サステナビリティ ・SDGs	法務・ ガバナンス・ リスク管理
南谷洋志	代表取締役 社長	○		○	○				
岡本数彦	常務取締役 営業部・ 技術部管掌		○	○	○				
武谷克裕	取締役 管理部管掌					○	○	○	
角田吉隆	社外取締役 独立役員		○		○				○
畠山隆雄	取締役 監査等委員 (常勤)					○	○	○	
木村安壽	社外取締役 監査等委員 独立役員	○				○			○
南山学	社外取締役 監査等委員 独立役員	○					○		○

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任の効力につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとします。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社の株式数
1 (新任)	木 村 保 (1957年7月11日生)	1978年 4月 関西日本電気ソフトウェア株式会社 (現NECソリューションイノベータ) 入社 2007年 4月 一般社団法人日本内部監査協会入社 2017年 7月 全国都市監査委員会入社 2018年 1月 株式会社アストラカン大阪入社 2019年10月 株式会社iBridge Japan入社 2023年 1月 当社入社 内部監査室室長(現任)	294株
候補者とした理由 木村保氏は、内部監査に関する豊富な業務経験と幅広い見識を有していることから、適切な監査の実施に適任であると判断し、補欠の監査等委員である取締役候補者としてしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
2 (新任) (社外) (独立)	<p style="text-align: center;">はら ひろ ゆき 原 浩 之 (1962年12月28日生)</p>	<p>1988年 9月 サンワ・等松青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入所</p> <p>1992年 4月 公認会計士登録</p> <p>1993年 8月 公認会計士・税理士古本正事務所（現デロイトトーマツ税理士法人）入所</p> <p>1993年11月 税理士登録</p> <p>2005年 6月 税理士法人トーマツ（現デロイトトーマツ税理士法人）パートナー</p> <p>2020年10月 原浩之公認会計士・税理士事務所 所長（現任）</p>	0株
<p>候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p>原浩之氏は、公認会計士、税理士としての専門的な知識や経験を有しております。同氏の知識と経験に基づき、監査等委員である社外取締役として適切に監査・監督を行っていただくことを期待しており、当社のさらなる経営基盤の強化と企業価値の向上及びコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 原浩之氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 候補者のうち木村保氏は、監査等委員である取締役畠山隆雄氏の補欠、原浩之氏は、監査等委員である社外取締役木村安壽氏及び南山学氏の補欠であります。
4. 原浩之氏が取締役として承認した場合、当社は同氏を独立役員とする予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：大阪市北区曾根崎新地二丁目3番21号
AXビル10階 バンケット10A



交通 JR各線「大阪駅」、Osaka Metro「梅田駅」、各線「大阪梅田駅」より徒歩約5分
※駐車場をご用意しておりませんので、公共交通機関をご利用ください。